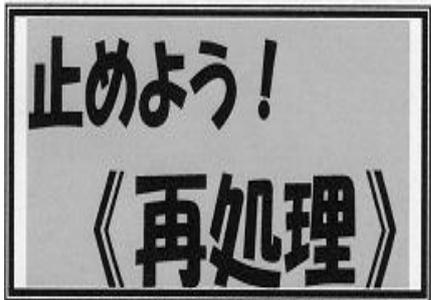


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理/岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2020(令和 2年)
 6月 29日
 第 207号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

原子力規制委員会 **これで審査終了は無責任!**

「**審査書**」の不備を糾す!

6.17 政府交渉: 六ヶ所工場の安全と経理について

(奥) 市民団体代表



(手前) 規制庁・経産省担当官

**六ヶ所再処理工場
 濃度規制なし
 汚染水海洋放出**

六月一七日、参議院議員会館において、原子力規制庁・経産省の担当官と市民が交渉を行いました。原子力規制庁「再処理安全審査書」の最終まとめを行い事実上「合格」とした五月一三日委員会以後の初めての政府交渉でしたが、全国から五〇人を超えるオンライン参加者がありました。この政府担当官との交渉は福島瑞穂参議院議員が設定し、司会はFoE Japanの満田夏花さんが務めました。

前もって提出した質問書に従って、「原子力規制を監視する市民の会」代表の阪上武さんが「審査書」の問題点を糾し、担当官の回答を聞きました。「美浜・大飯・高浜原発に反対する会」(大阪)の小山英之さん、「三陸の海を放射能から守る岩手の会」(岩手)の永田文夫さん、「原子力市民委員会」座長の大島堅一さん(龍谷大学教授)がオンラインで意見を述べました。この交渉の動画は左記のURLで視聴できます。「審査書」への質問(一三項目)のうち、三項目についてまとめてみました。(編集部)

全国から五〇人余がオンライン参加

6.17 政府交渉動画 https://www.youtube.com/watch?v=nwFec_CA6PQ&feature=youtu.be

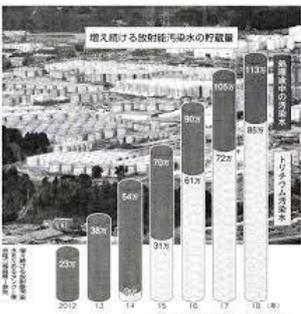


この件について、美浜の会の小山さんから「二〇一七年一〇月の六ヶ所工場アクティブ試験中の廃液中のトリチウムが一カ月間で一〇回

質問 原発の排水についてトリチウムは「6万ベクレル/リットル」以下など核種ごと排水規制があるのに、再処理は濃度規制がない。放射能の大量投棄が許される実態にある。

政府回答 濃度規制はないが工場周辺の住民の被曝は「計算上」年間1ミリシーベルト以下であり、許される。

再処理工場の大量の放射能投棄



上図 青森県六ヶ所村にある再処理工場は二〇〇七年一〇月に汚染水を海洋投棄したトリチウム五三兆背

左図 福島原発敷地内に林立する汚染水タンク群。貯まったトリチウム八六〇兆背

なされ、計五二三兆ベクレルに達した。これは現在福島原発事故で溜まり続ける汚染水タンク群内のトリチウム八六〇兆ベクレルの64%の分量であり、再処理工場が稼働すれば、毎月、福島事故で放出した分量の汚染水が海洋へ流されることを意味する」との指摘がありました。

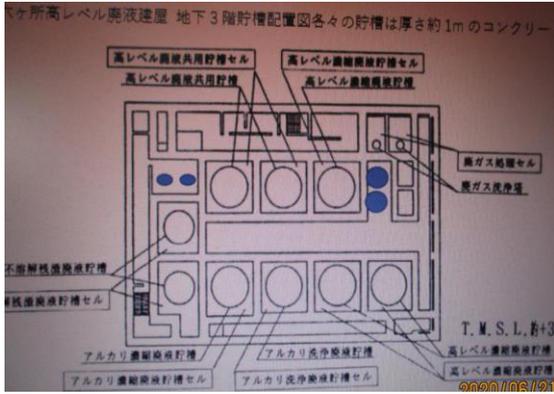
海洋へ投棄されたトリチウムはプランクトンなどの食物連鎖のなかで有機化され、人体に入り細胞の遺伝子に切断をもたらすといわれています。

アクティブ試験の審査なしで、「安全審査合格」とは？

質問 様々なトラブルを起こして行われたアクティブ試験の結果は最新の知見ではないか。審査書に反映されたのか？

政府回答 アクティブ試験は旧規制のもと行われており、新規制基準審査の対象ではないので確認を行っていない。今後の取り扱いについて検討してゆくことになる。

この件について、司会の満田さんは、アクティブ試験は、ガラス固化炉の白金族問題や耐火レンガ剥落問題で行き詰まり、更に、海や空に大量の放射能を放出したが、これは工場の基本設計に関わる大問題であると指摘しました。そしてこのアクティブ試験の結果は最新の知見であり、その報告書を審査することにより、工場の欠陥やトラブルについて重要な判断材料とすることが出来る。まず、アクティブ試験の報告



書を審査し、新規制基準の安全審査に進むべきであるとしました。

また永田さんから、原子炉規制法第四四条二項には「再処理を行う的確な技術的能力が事業者の指定基準として定められている。最も有効な判断材料はアクティブ試験である。トラブル続出のアクティブ試験を検証せず、審査合格とし、アクティブ試験結果は工場稼働直前の「使用前検査」で行うというのは法律上無理がある、と指摘しました。

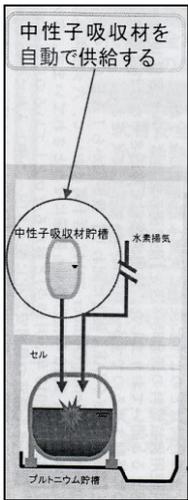
高レベル放射性廃液に「臨界量のプルトニウム」自体が危険

質問 高レベル廃液貯槽、不溶解残渣貯槽は臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されたのか？ プルトニウムは比重が大きいので容器下部に沈降し濃縮しないのか？

政府回答 臨界は絶対起こさないよう厳しく審査した。設計方針には変更はない。

(上) 高レベル廃液貯槽と不溶解残渣貯槽のあるガラス固化建屋地下三階 配置図

(左) 臨界事故対策-中性子吸収材の自動供給 (「審査書概要」35頁)



この件に関して当会世話人の永田さんは、次のように述べました。

□ 私たちが一番心配しているのは高レベル放射性廃液の貯槽です。ここで何かがあれば北半球に被害をもたらす大事故となりえます。

この貯槽に臨界を超えるプルトニウムが存在することがわかりました。それは二〇一五年一二月の審査会合資料を見て、最近分かったばかりです。非常に驚きました。審査がきちんとなされたのか？ いつどこで、何という審査会議で行いその審査は今回の「審査書」のどこに反映されたのか質問をしたのですが回答がありません。

廃液の中にこんなにもプルトニウムが入って来ること自体が技術的な未成熟さを物語って

います。私たちは「プルトニウムは百分回収されている」と思っていました。不溶解残渣廃液の中にもプルトニウムが入っています。濃度管理はなされているとは思いますが、もしメルトダウン事故を起こし蒸発・乾固から、さらに溶融した場合、**比重の大きいプルトニウムは沈降して貯槽下部に集中し臨界が起ることも**考えられます。非常に恐ろしいことです。きちんと審査しているならその報告書を見たい。規制委員会として安全を示してほしい。もし審査していないなら、審査のやり直しを要求します。一番危険なところの審査をあいまいにしてはならない。

これに対する規制庁核燃審査部担当官の回答は以下のようでした。

■ 核燃施設で、臨界は決して起こしてはならない。基準として臨界発生防止について適切かどうか確認した。「設計基準とその対応」について、変更は必要ないのか、厳しく審査して「審査書案」をまとめました。「臨界」については基準の変更もなく設計方針にも変更が

ないので「審査書案」では言及しませんでした。蒸発・乾固について、例えば長時間の電源喪失についても臨界は発生しないと確信します。高レベル廃液・不溶解残渣廃液の両貯槽はともに臨界の起こりにくい貯槽です。以上のようなやり取りがあり、結果として再度具体的な審査内容について文書回答を求めることになりました。

高レベル廃液や不溶解残渣廃液貯槽に、核分裂性プルトニウムが存在するということは重大な問題です。今回の審査書案に「臨界事故への対策」の項目があり、臨界防止策として中性子吸収材の自動投入などが載っています。「自動投入」と言っても「中性子線の急増を感知したときはすでに臨界が始まっている」のであり、即発する臨界を適正に食い止められるのか、いろいろ疑問があります。

このような超危険な貯槽におけるプルトニウムの存在について徹底した安全審査を求め 私たちの命と生活を守り抜かねばなりません